

# 關係資料集

## 計画策定の経緯

### 1. 計画策定の経過

日 程	内 容
令和3年 9月27日	第1回総合企画委員会 ・協議事項 (1) 県社協第4次地域福祉活動計画5年間評価について
12月16日	第2回総合企画委員会 ・会長から委員会への諮問 ・協議事項 (1) 県社協第5次地域福祉活動計画素案について
令和4年 1月12日	第3回総合企画委員会 ・協議事項 (1) 県社協第5次地域福祉活動計画素案について
1月31日～  2月14日	パブリックコメント
2月22日（予 定）  3月3日 3月15日	総合企画委員会委員長から会長への答申  県社協第4回理事会 県社協第3回評議員会
第5次総合計画の策定に向けて、事務局長および各部所長で構成される「ワーキング会議」を全12回開催し、検討を重ねました。	

令和3年度 沖縄県社会福祉協議会 総合企画委員会委員名簿

◎は委員長、○は副委員長（敬称略）

氏 名	役 職 名
◎竹 藤 登	沖縄県社会福祉士顧問
○石 川 健	八重瀬町社会福祉協議会事務局長
野 原 建 伸	名護市社会福祉協議会長
呉 屋 良 武	沖縄県民生委員児童委員協議会副会長
伊 佐 智 樹	知的障害者更生施設グリーンホーム施設長
照喜名 重 寿	沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長
久 貝 仁	沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課課長
本 村 真	琉球大学人文社会学部人間社会学科教授
嘉 陽 孝 治	沖縄県社会福祉協議会常務理事

## 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会総合企画委員会規約

### (設置)

第1条 この規約は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）委員会規程第7条に基づき、本会の総合企画委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 委員会は、本会の定款第2条に規定する事業を推進するための活動計画の策定、進行管理、評価等を行うことを目的とする。

### (委員)

第3条 委員会に委員若干名を置く。

2 委員は次の各号の一に該当するものについて、本会会長がこれを委嘱する。

- (1) 市町村社会福祉協議会の役職員
- (2) 社会福祉施設・団体の役職員
- (3) 行政機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 本会会長が認めた者

### (役員)

第4条 委員会に正副委員長、各1名を置く。

2 正副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は委員会を代表し、副委員長は委員長に事故あるときには、これを補佐する。

### (任期)

第5条 委員会の委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (招集)

第6条 委員会は、少なくとも年1回招集しなければならない。

2 委員会の招集は、本会会長がこれを行い、会議の議長は委員長がこれにあたる。

### (部会等)

第7条 委員会に、必要に応じて部会やワーキング・グループを設置するものとし、その設置要綱等は、本会会長が別に定める。

### (事務局)

第8条 委員会の事務は、本会でこれを処理する。

(運営細則)

第9条 委員会の運営に関する事項については、委員会の協議による。

附 則

この規約は、昭和61年6月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年9月17日から施行する。